

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

○庁内関係部局の連携と施策の調整を図るため「環境総合調整会議」を設置し、環境基本計画を着実に推進します。

2 計画の進行管理

○環境基本計画に定める施策の進捗状況について、目指す姿や定量目標との比較などにより点検・評価を行います。

○点検・評価の実施結果については、環境白書などを通じて公表します。

3 市民意見の反映

○「旭川市環境審議会」に環境基本計画に定める施策の進捗状況について報告を行い、意見を求め、それらの意見を施策に反映するなど、市民意見を踏まえた取組を進めます。

○ホームページなどによる意見募集や市民意識調査を実施するなど、環境施策に対する市民・市民団体・事業者などの意見を把握し、それらの意見を施策へ反映することに努めます。

4 計画の見直し

○第8次旭川市総合計画との整合性を図り、原則として4年ごとに、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、課題の重要度を見極めながら、計画の見直しを行います。

年度	平成 28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9
第8次旭川市総合計画 (12年間)												
旭川市環境基本計画 【第2次計画・改訂版】 (12年間)	計画 開始	施策の推進		中間 目標 見直し	施策の推進			中間 目標 見直し	施策の推進			計画 目標
第2次 旭川市緑の基本計画 (20年間)	計画 開始	施策の推進								中間 目標	施策の推進	